

令和元年度(2019)国民健康保険料の料率について

令和元年度(2019)の国民健康保険料の料率を決定しましたので、報告いたします。

1. 保険料算定方法

平成30年度から、県が国民健康保険事業の財政運営主体となり、医療費水準や被保険者数などを反映し、市町村毎に国保事業費納付金（医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分）を決定します。

市は、この国保事業費納付金と市が行う保健事業等の経費を加えた額から、歳入である国・県補助金等を差し引いた額（保険料収納必要額）を確保するため、保険料率を決定します。

- (1) 保険料は世帯単位で計算し、年間保険料は「医療分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」の3つの合計額となり、それぞれ「所得割」「均等割」「平等割」の3方式で算出します。
- (2) 各保険料区分での賦課額の割合は、応能割50%（所得割）、応益割50%（均等割35%、平等割15%）です。
- (3) 「所得割」とは、世帯内のすべての加入者の前年中の総所得金額等に応じて計算します。
- (4) 「均等割」とは、加入者一人当たり定める金額です。
- (5) 「平等割」とは、一世帯あたりに定める金額です。

2. 保険料収納必要額

＜市が保険料収納必要額を算出する根拠＞

事業費納付金	+	市保健事業等	=	保 険 料	+	国・県補助金等
(47 億 2,596 万円)		(2 億 5,337 万円)		(34 億 8,388 万円)		(14 億 9,545 万円)

※事業納付金：前年度比2億3,339万円、5.2%の増（前年度44億9,257万円）

＜納付金増加の主な要因＞

○都道府県化前の平成29年度に出雲市が受けた前期高齢者交付金の精算による返還金が発生したことによる増加

○県全体の1人当たりの医療費の上昇や、県が受ける前期高齢者交付金等の歳入が減少したこと等による市町村割当分の増加

3. 保険料率決定における算定方針

- ①市民の保険料への負担感を考慮し、保険料を設定します。
- ②保険料軽減のための財源として、前年度繰越金を活用します。(前年度繰越金 約 7 億 6,900 万円)

4. 保険料率

医療分+支援分（すべての加入者にかかるもの）は、平成 30 年度の料率とした場合、一人当たり保険料は、所得の上昇や、賦課限度額の引き上げに伴い、94,748 円（対前年度 799 円の増）となるため、市民の保険料への負担感を考慮し、引き続き繰越金を充当することにより、平成 30 年度の保険料とほぼ同額となるよう料率を調整し、93,923 円（対前年度 26 円の減）としました。

介護分（加入者のうち 40 歳以上 65 歳未満の人にかかるもの）については、中間年齢層の負担緩和を考慮し、納付金額を基にして料率を引き下げ、一人当たり保険料を 24,065 円（対前年度 3,112 円の減）としました。

これにより試算した保険料は合計 30 億 7,500 万円となり、4 億 900 万円が不足することになりますが、不足分については、前年度繰越金を充当します。

充当額（4 億 900 万円）のうち平成 29 年度に出雲市が受けた前期高齢者交付金の返還に充てる金額として約 1 億 6,000 万円が納付金に含まれていることから、実質的に保険料軽減のために充当する金額は、約 2 億 4,900 万円となります。

なお、保険料への充当後の繰越金残額、約 3 億 6,000 万円については、国・県補助金等は今後変動する可能性もあり、今後の歳入減額に備えることとし、年度末において、来年度の納付金額を考慮して基金の積立を検討します。

○保険料率一覧表

() 内は平成 30 年度保険料率

		保険料率	増 減
医療分	所得割	8.85% (9.00%)	－0.15%
	均等割	30,700 円 (31,000 円)	－300 円
	平等割	22,600 円 (22,800 円)	－200 円
支援分	所得割	1.89% (1.89%)	0.00%
	均等割	7,100 円 (7,000 円)	+100 円
	平等割	5,200 円 (5,100 円)	+100 円
一人当たり保険料額（医療＋支援）		93,923 円 (93,949)	－26 円
介護分	所得割	2.10% (2.50%)	－0.40%
	均等割	9,900 円 (11,300 円)	－1,400 円
	平等割	4,900 円 (5,900 円)	－1,000 円
一人当たり保険料額（介護分）		24,065 円 (27,177)	－3,112 円

5. 一人当たり保険料額の推移

(単位：円)

平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
医療分＋支援金分	介護分	医療分＋支援金分	介護分	医療分＋支援金分	介護分	医療分＋支援金分	介護分
95,143	27,051	93,972	27,164	93,949	27,177	93,923	24,065

※一人当たりの保険料額は、加入者の世帯構成・平均所得により変動するため、金額のみで正確な保険料水準は比較できない。

6. 出雲市国民健康保険財政調整基金の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基金積立額	—	—	—	—
利子積立額	533	487	975	889
年度末基金残高	295,002	295,489	296,464	297,353

※毎年度基金について生じた利子については、基金への繰入を行っている

7. モデル世帯保険料額試算

【モデル1】

〔単位：円〕

夫：45歳・営業所得300万円 妻：41歳 所得なし 子：16歳 所得なし

【軽減なし】

	令和元年度保険料			平成30年度保険料			比較増減(R1-H30)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	236,295	50,463	56,070	240,300	50,463	66,750	-4,005	0	-10,680
均等割	92,100	21,300	19,800	93,000	21,000	22,600	-900	300	-2,800
平等割	22,600	5,200	4,900	22,800	5,100	5,900	-200	100	-1,000
小計	350,995	76,963	80,770	356,100	76,563	95,250	-5,105	400	-14,480
合計	508,728			527,913			-19,185		

【モデル2】

夫：70歳 所得180万円（年金収入300万円） 妻：67歳 所得なし

【軽減なし】

	令和元年度保険料			平成30年度保険料			比較増減(R1-H30)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	130,095	27,783	—	132,300	27,783	—	-2,205	0	—
均等割	61,400	14,200	—	62,000	14,000	—	-600	200	—
平等割	22,600	5,200	—	22,800	5,100	—	-200	100	—
小計	214,095	47,183	—	217,100	46,883	—	-3,005	300	—
合計	261,278			263,983			-2,705		

【モデル3】

夫：45歳 所得90万円（給与収入155万円） 妻：42歳 所得なし

【2割軽減世帯該当】

	令和元年度保険料			平成30年度保険料			比較増減(R1-H30)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	50,445	10,773	11,970	51,300	10,773	14,250	-855	0	-2,280
均等割	49,120	11,360	15,840	49,600	11,200	18,080	-480	160	-2,240
平等割	18,080	4,160	3,920	18,240	4,080	4,720	-160	80	-800
小計	117,645	26,293	31,730	119,140	26,053	37,050	-1,495	240	-5,320
合計	175,668			182,243			-6,575		

【モデル4】

夫：70歳 所得50万円（年金収入170万円） 妻：66歳 所得なし

【5割軽減世帯該当】

	令和元年度保険料			平成30年度保険料			比較増減(R1-H30)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	15,045	3,213	—	15,300	3,213	—	-255	0	—
均等割	30,700	7,100	—	31,000	7,000	—	-300	100	—
平等割	11,300	2,600	—	11,400	2,550	—	-100	50	—
小計	57,045	12,913	—	57,700	12,763	—	-655	150	—
合計	69,958			70,463			-505		

【モデル5】

夫：61歳 所得30万円（給与収入95万円） 妻：55歳 所得なし

【7割軽減世帯該当】

	令和元年度保険料			平成30年度保険料			比較増減(R1-H30)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	18,420	4,260	5,940	18,600	4,200	6,780	-180	60	-840
平等割	6,780	1,560	1,470	6,840	1,530	1,770	-60	30	-300
小計	25,200	5,820	7,410	25,440	5,730	8,550	-240	90	-1,140
合計	38,430			39,720			-1,290		